

介護予防支援事業等の委託について

第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援事業を行う千葉市あんしんケアセンター（以下、「センター」という。）は、介護予防支援事業等のうち一部を居宅介護支援事業者（以下、「事業者」という。）に委託することができるものとされています。

なお、委託に当たっては、公正・中立性を確保するため、運営部会の承認を経ることとしていることから、委託先の事業者について報告をさせていただきます。

1 根拠等

- (1) 介護保険法第115条の23第3項、介護保険法第115条の47第5項
- (2) 地域包括支援センターの設置運営について（平成30年5月10日一部改正厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

2 承認を求める事業者

令和4年1月1日から令和4年3月31日までに、新たにセンターが介護予防支援事業等を委託した市内・市外の事業者

3 委託での留意点

- (1) 第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援事業を行うものは、業務の一部を委託する場合においても、アセスメント業務や介護予防サービス・支援計画の作成業務等が一体的に行われるよう配慮しなければならないこと。
- (2) 業務を受託する事業者は、都道府県知事が実施する介護予防支援に関する研修を受講するなど、必要な知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する事業者であること。
- (3) 介護予防支援事業等に係る責任主体は、指定介護予防支援事業者であるセンターであり、委託を行った場合であっても、委託先の事業者が介護予防サービス・支援計画の原案を作成する場合には、当該計画が適切に作成されているか、内容が妥当か等について確認を行うこと。

また、委託先の事業者が評価を行った場合には、当該評価の内容について確認を行い、当該評価を踏まえ今後の介護予防支援事業等の方針等を決定すること。

- (4) 介護予防支援事業等を委託するにあたっては、正当な理由なしに特定の事業者に偏らないこと。
- (5) 介護予防支援事業等を委託するにあたっては、適切かつ効率的に介護予防支援事業等が実施できるよう、委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。